

第 6739 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2021年)令和3年 8月 10日 火曜日

発行所	三輪厚二税理士事務所 / 顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行: 税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: https://www.zeirishi-miwa.co.jp
-----	--

♠ ワクチンの職域接種をする場合の課税

Q : 新型コロナのワクチンの職域接種を実施しようと思います。対象者は社員だけでなく関連会社や取引先の従業員とする予定です。会場準備費用が発生しますが、関連会社や取引には負担を求めない予定ですが、課税関係はどうなりますか？

A : 寄附金にも交際費にも該当しません。

【解説】

新型コロナワクチンの接種は、予防接種法の規定に基づき市町村において実施するものとされており、職域接種は、この市町村において実施するワクチン接種事業について、①市町村から委託を受けた企業等が実施する形態(企業内診療所において実施)又は②市町村から委託を受けた外部の医療機関に企業等が依頼することにより実施する形態(外部の医療機関が企業等に出張して実施するなど)とされています。

職域接種をする場合は会場準備費用が発生しますが、この費用は、自社の従業員等のほか、関連会社及び取引先の従業員等もワクチン接種を受けることで社内の新型コロナウイルス感染症の感染拡大が防止され、会社の今後の業務遂行上の著しい支障の発生防止のため、つまり、企業の業務遂行に必要な費用の負担と考えられます。

したがって、会社が関連会社や取引先にその負担を求めないとしても、その会場準備費用は法人税法上の寄附金又は交際費等には該当しないと考えられます。



【三輪厚二税理士事務所(大阪市中央区)】